

クリーンウッド法見直しに向けて

(一社)日本建材・住宅設備産業協会

2021年10月11日

(一社) 日本建材・住宅設備産業協会 (建産協) の概要

■建産協とは

建材・住宅設備メーカー、関係団体等を会員とする業界団体。多種多様な建材・住宅設備の業界全体の発展と社会的プレゼンスの向上のため、業界の横断的課題や個々の企業・団体では対応が困難な課題に取り組むとともに、業界を代表し先導する役割を担っています。

■沿革

1949年 (社)日本建設材料協会として発足
 1988年 (社)日本建材産業協会に改組
 2005年 (社)日本建材・住宅設備産業協会
 に改名
 2012年 (一社)日本建材・住宅設備産業協会
 に移行

■会員

総会員数：108
 正会員：84 (企業：48、団体：36)
 賛助会員：24 (企業：6、団体：18)

■体制

会長：億田正則 (大建工業(株)社長)
 正副会長会社：AGC、三協立山、大建工業、
 TOTO、パナソニック、LIXIL、YKK AP

■主要事業

- ・グリーン建材の国際標準化事業
- ・IoT住宅の安全規格開発事業
- ・リフォーム推進事業
- ・カタラボ事業 (建材・住宅設備のデジタルカタログサイト)
- ・ZEH・断熱材の普及促進事業
- ・品質・環境事業

クリーンウッド法登録木材関連事業者(第2種): 建材住設メーカー 8社、プレハブ住宅メーカー 2社

合法伐採木材法運用協議会の課題・活動

2016年6月7日 協議会発足（11社・7団体・オブザーバー（経済産業省））

2017年9月8日 「運用ガイドライン」制定（リビングアメニティ協会と連名）

2017年10月12日 会員向け説明会

2017年11月6日 第21回WGをもって活動休止中

※対象物品が不明瞭な時に発足したため、メンバーに非木材関連事業者、住宅会社を含む。

1. 法令内容の理解・情報収集・運用への提案

- 当該法令案の読み込み、海外木材法令（EU木材規制、USレイシー法等）の理解
- グリーン購入法、林野庁ガイドラインなどの類似法令・運用の理解
- オフィス家具協会、住団連等の関連団体との意見交換
- 実状に即した運用提案、Q&Aへの掲載要望

2. 建材・住宅設備機器の「木材等」の明確化

- 「木材等」の加工・販売＝第2種木材関連事業者 となる。
- 「家具等の物品」の定義・判断基準の検討
- 家具に関するガイドライン（平成29年5月23日 経産省）への協力

3. 合法性情報の伝達（カタログ等の表示）手法の提示

- 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド 制定

4. 会員への周知、取組の促進、ガイドラインの普及

- 説明会の開催 ・ 建設会社・住宅会社等からの質問への対応

■ 建産協の第2種木材関連事業者の責務と円滑な運用への課題

法6条1項3号 譲渡時の措置

○書類の提供

- ・法6条1項の確認を行った旨
- ・合法性の確認ができた旨
(登録事業者等の場合)
- ・登録木材関連事業者、その他の認証・登録を受けている旨

法6条1項4号 記録の管理

○記録の管理

- 下記を5年間保存
- ・確認に関する記録
 - ・提供を受けた書類

○体制の整備

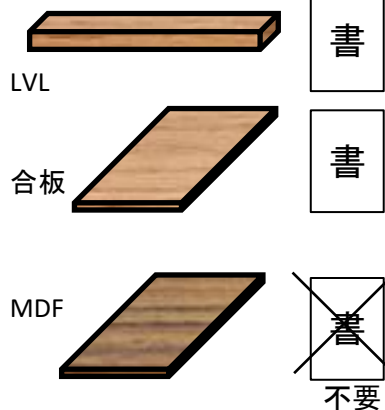
- ・分別管理 ・責任者の設置

法6条1項3号 譲渡時の措置

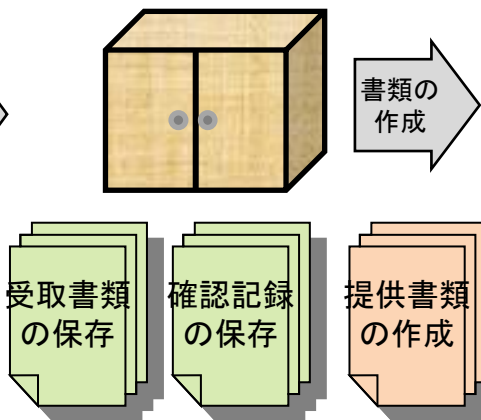
○書類の提供

- ・法6条1項の確認を行った旨
- ・合法性の確認ができた旨
(登録事業者等の場合)
- ・登録木材関連事業者、その他の認証・登録を受けている旨

各サプライヤーの資材



「家具等の物品」加工・販売



※書類は電磁的記録を含む

書 合法木材伐採法に関する書類

- 建材株式会社
- 事業部

製品:収納 ○○シリーズ

- 1-1. 当該製品は合法伐採木材法 6条1項に基づく確認を行いました。
- 1-2. 合法伐採木材等であることを確認しました。

2. 登録木材関連事業者 123-456
(登録している場合)

書類の提供 → 顧客

流通
住宅会社等の
第2種木材
関連事業者

顧客も書類を5年保管。木材等は明確にすべき。

法33条の立入検査や報告徴収の対象は？

合法性の表記を業界で統一して欲しい

対象外の製品も同じカタログに掲載している

納品書は合法性を書くスペースがない/現場で紛失する可能性

カタログ・HPでの情報提供はできないか

課題1:「木材等」の明確化

課題2:表記の統一

課題3:カタログ等での情報提供

■ 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド(1/4)

建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)運用ガイド

2団体で
2017/9/8に
制定

平成29年9月8日制定
(一社)日本建材・住宅設備産業協会
(一社)リビングアメニティ協会

本運用ガイドは、(一社)日本建材・住宅設備産業協会及び(一社)リビングアメニティ協会が会員におけるクリーンウッド法への取組促進を図るため、主務官庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)から示された法令の手引やQ&A、家具に関するガイドライン等を踏まえて、業界における運用の目安をまとめたものです。

木材関連事業者である会員は、林野庁HP内「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている法令・手引・Q&A・家具に関するガイドラインに基づき、1. を参考に「木材等」に該当する製品を選定し、合法性の確認を行い、2、3を参考に合法性に関する情報の提供を行って下さい。

クリーンウッド法に関する主務省からの情報

合法伐採木材等に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

(手引) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

(Q&A) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf>

(家具に関するガイドライン) 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/gouhoumokusai/gouhoumokusai_gl.pdf

大原則の
行政情報の
レファレンス

■ 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド(2/4)

課題1:「木材等」の明確化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A (平成29年6月29日版)より		この運用ガイドでの整理	
		定義から除かれるもの	対象外製品の目安
(1)-1 「木材」は具体的にどの ようなものか。	<p>本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。</p> <p>①「ひき板及び角材」: 縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。</p> <p>②「単板及び突き板」: 合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。</p> <p>③「合板、単板積層材及び集成材」: 合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。</p> <p>④「木質ペレット、チップ及び小片」: チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝縮させたもの。</p> <p>塗装や切断、湾曲などの加工を経ている、これらに該当するものは「木材」となります。</p> <p>なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p>	①～④を資材としていても、本法の「木材」及び「家具、紙等の物品」以外のものは、本法の対象とする「木材等」には、該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・面材系: 壁材・腰壁、天井材(軒天井を含む)、 ・建具系: 建具(室内ドア、クローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど)、建具枠 ・階段系: スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット(側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む) ・造作材系: 巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、鴨居、敷居、縦枠、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター(板状で壁等に固定するもの)、棚板(押入等に設置するもの) ・家具系: 建材・家具以外の機能が付加されたもの(掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど) ・エクステリア系: 濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル ・化粧板: 化粧繊維板・化粧パーティクルボード
(1)-2 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは「木材」に含まれるのか。	<p>パブリックコメントの回答において、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは木材に含まれない」旨の回答をしているところですが、これは、すでに施行規則において「家具、紙等の物品」として規定している「フローリング」が「木材」に含まれないことを示しているものであり、プレカット材(※)などは、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものであっても「木材」に含まれます。</p> <p>※プレカット材: 軸組工法等による木造建築物の構造材(柱、土台、梁等)、羽柄材(板、垂木、敷居、鴨居等)の仕口、継手、ほぞ等、従来は大工が手で行っていた加工を機械で行ったもの</p>	(1)-1の「対象外製品の目安」にあるものは、さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施されていても、木材に該当しない。	

「木材等」に
該当しない製
品を列記

購入資材の
合法性確認
の注意

※対象外製品の資材として(1)-1 ①～④の「木材」を調達する際は、供給元からクリーンウッド法省令第4条に基づく合法性確認に関する書類等の提供を受け、合法性の確認を行って下さい。

※対象外製品はクリーンウッド法省令第4条の「譲り渡すときに必要な措置」は不要です。ただし合法的な木材を資材としていることを事業者の判断で譲渡先へ説明することはできます。

■ 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド(3/4)

課題2: 表記の統一

2. 譲渡時の措置(書類等の提供)に記載する合法性確認に関する表記の例

製品	A.合法性に関する表記	B.説明の例
木材等	確認済	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行い、合法伐採木材等であることが確認できた製品です。 ※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
	確認に至らず	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行いました、合法伐採木材等であることが確認できなかった製品です。
木材等に該当しない 対象外の製品	対象外	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しない製品です。

木材等: 確認済
確認に至らず

木質階段や木質ドア、
樹脂製の棚など:
対象外

表記例

製品	仕様	合法性に関する表記	登録等
家具(椅子、机、 棚・収納用じゅう 器など)	部材の総重量に占める 木材の重量が50%以上	確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		確認に至らず	—
	部材の総重量に占める 木材の重量が50%未満	対象外	—
フローリング	基材が合板(木材)	確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		確認に至らず	—
	基材がパーティクルボード (対象外)	対象外	—

製品の仕様に応じた
表記例

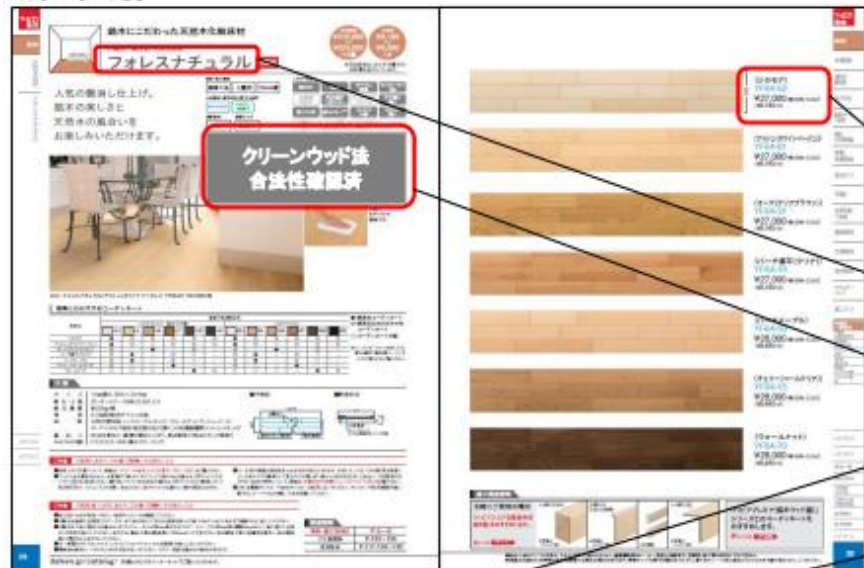
■ 建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド(4/4)

課題3:カタログ等での情報提供

販売終了後5年間の
情報公開

カタログ表記
「クリーンウッド法合法性
確認済」

・カタログの例



品名・品番等での
製品の特定・紐付

取引の特定

合法性に関する
情報

カタログ・HPを活用した
納品書の確認方法

※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度に基づく表記も行うこと。

・「木材等」該当製品を一覧表にまとめた例

製品	製品名称等	合法性に関する表記	登録等
棚	シェルフセット	確認済	第二種登録木材関連事業者 ○○○○
収納用じゅうぶ	インテリア収納○○シリーズ	確認済	—
	玄関収納○○シリーズ △△タイプ (品番ABCで始まるもの)	確認済	—
フローリング	床材 Aシリーズ (品番DEF-○○)	確認済	第二種木材関連事業者 ○○○○
	床材 Bシリーズ	確認済	—
	床材 Cシリーズ	確認済	〇〇工業会認定 ○○○○

注意:

製品名称等については、合法性の確保と、納品書等に記載される情報との照合ができるレベルまで記載してください。

・製品・シリーズ全体で合法性が確保され、納品書等にも名称等で記載されるのであれば、製品シリーズレベルとなります。

・製品シリーズの下の細分化されたタイプ・品番などで合法性が異なる場合は、細分化された単位や品番など、納品書等に記載される情報と照合できるレベルまで詳細に記載してください。

■ 会員企業の表示・情報提供例

(株)ウッドワンHP

URL : <https://www.woodone.co.jp/cleanwood/>



クリーンウッド法への対応について

1. クリーンウッド法の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2017年5月20日に施行されました。同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り巻くべき措置について定めています。

クリーンウッド法の詳細は、林野庁からの情報提供「クリーンウッド・ナビ」をご参照ください。
[合法伐採木材等に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」](https://www.rinya.maff.go.jp/j/ryou/syohu/)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/ryou/syohu/>

2. ウッドワンの取り組み

ウッドワンは真正な林産、適正な森林経営をすることで森林資源を保全しながら、森林管理を減らすことなく、一定の高額で毎年一定量の木材を安定的に収穫できる体制に育つ理念のもと、木に正しい林高のあり方を実践してきました。その取り組みの一つとして、ウッドワンのニューブランド現地法人ニューワン・ニューブランド・リミテッドでは、経営する全ての森林で、FSC（森林管理協議会）の森林管理認証（FSC認証）を取得しました。併せて国内外の木材建設関連工場でCOC認証（加工・流通過程の管理認証）も取得しました。さらに2019年7月16日付で、当社がクリーンウッド法が定める「登録木材関連事業者」に登録されました。

登録木材関連事業者の名称	株式会社ウッドワン
事業所の所在地	広島県廿日市市木村産場1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 中本浩基
事業者の別	第一種及び第二種木材関連事業者
事業の別	木材等の輸入・製造・加工・販売
対象となる木材等の種類	ひまわり、角材、単板、突き板、合板、単板調素材、集成材、フローリング及び家具（椅子、机）
対象となる事業所	専戸工場、豊後工場、瀬部工場、橋立システム営業所、営業推進部
登録日	2018年7月18日
登録番号	JTCOM CLW 1 1818006
登録の有効期限	2023年7月17日まで

■ クリーンウッド法対象製品

ご覧になりたい製品カテゴリを選択してください。

単板積層材 LVL	集成材 集成材フリーサイズ	フローリング 単層フローリング（一般住宅用床用床材）
フローリング 複合フローリング（一般住宅用床用床材）	フローリング 複合床（一般住宅用床用床材）	フローリング 複合フローリング（文書機設置用床材）
椅子・机 ファニチャー	壁 断板	ローバーテーション パーテーション

単板積層材：LVL +

集成材：集成材フリーサイズ +

フローリング：単層フローリング（一般住宅用床用床材） -

品番	商品名	合法性に関する表記
FK07**	コンビットソリッド ウォールナット	確認済
FK02**	コンビットソリッド ハードメープル	確認済
FK03**	コンビットソリッド サクラ（カバノキ）	確認済
FK23**	コンビットソリッド ブラックチェリー	確認済
FK25**	コンビットソリッド オーク	確認済
FG9**	黒樺フローリング ビノアース/ニュージーバイン	確認済
FP9488**	P I T A Y U K A	確認済

フローリング：複合フローリング（一般住宅用床用床材） -

パナソニック(株)HP

URL : https://panasonic.co.jp/ls/pibp/activities_cleanwood.html



パナソニック内装建材株式会社

トップ 会社概要 商品一覧 納社取組 決算公告 お問合わせ 採用情報 よくある質問

内装 > パナソニック内装建材株式会社 > 当社取組 > クリーンウッド法への対応について

当社取組

環境活動

クリーンウッド法への対応について

各種資料 ご利用の条件

権利享有

人材育成

クリーンウッド法への対応について

1. クリーンウッド法について

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行されました。同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り巻くべき措置についても定めています。クリーンウッド法の詳細につきましては、「クリーンウッド・ナビ」をご参照ください。

・合法伐採木材等に関する情報提供「[クリーンウッド・ナビ](#)」

2. クリーンウッド法における事業者の責務

同法においての事業者の責務とは、「木材等」を利用するにあたっては、合法伐採木材を利用するよう努めなければならない（第5条）とされています。

3. クリーンウッド法の対象となる「木材等」とは

同法においての「木材等」とは、木材及び木材を加工し、又はまたる原料として製造した「家具、紙等の物品」で

内装・収納製品

製品分類	クリーンウッド法 対象物品名	製品の部位・部材		クリーンウッド法に基づく 合法性に関する表記
		部材が木材	部材が合板	
木質床材	フローリング	部材が木材	部材が合板	確認済【 詳細PDF 】 PDF
		部材が木材を使用しない	部材がフィットボード ※1、WPB※2、エクスセルタフベース ※3	
玄関収納	収納用じゅう器	部材に主として木材を使用したもの	部材の総重量に占める木材の重量が50%未満	
システムファニチャー（キュービオス）		部材に主として木材を使用したもの	部材の総重量に占める木材の重量が50%未満	
床暖房	インテリアカウンター	床暖房パネル、配線、配管、コントローラ		
階段・手すり		欄、支柱		
扉		階段ユニット（副板、桁、幅木、踏板、踊り場、上段板、蹴上げ板等の部材を含む） 手摺ユニット		対象外
		単体扉、付付扉、11フォーマン扉、式台		対象外

■ 会員企業の表示・情報提供例

永大産業(株)HP

URL : <https://www.eidai.com/profile/enviroment/clean-wood.html>



- Instagram
- 採用情報
- IR情報
- お問い合わせ
- ENGLISH
- 製品情報
- 会社情報
- ショールーム
- お客様サポート
- 建築・設計関係のお客様

HOME > 建築・設計関係のお客様 > クリーンウッド法 対応状況

CLEAN WOOD クリーンウッド法 対応状況

永大産業 合法伐採木材 調達方針

1 基本的な考え方

当社は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称クリーンウッド法）」（以下、「本法」といいます。）の定める木材関連事業者として、合法伐採木材等の利用の確保に向けた措置等を講じます。これにより、木材産業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地域及び地球環境の保全に貢献します。

2 合法性の確認

■ 国内で調達する木材等

当社は、本法の定める木材等（合板、集成材、ツキ板等）を国内で調達する場合、調達先から合法性が確認できたものを購入します。なお、パーティクルボードの原材料となる木材チップは、本法の対象外であるリサイクル材を、一部の原材料については認証材をそれぞれ購入します。

■ 直接輸入する木材等

当社が直接海外から輸入する木材等は、当社で合法性が確認できたものを購入します。また、当社の海外拠点が生産したフローリングを輸入する場合も、当社で合法性が確認できたものを購入します。

■ 当社が販売する物品

家具等の物品（棚や収納用じゅう器）、フローリングなど本法の対象となるものは、当社が合法性に関する情報を提供します。但し、住設機器（キッチン、洗面、バス等）及びパーティクルボードは、本法の対象外となるため除外します。

EIDAIが販売する製品とクリーンウッド法の対応表

■ 建材製品

製品	クリーンウッド法 対象物品名	仕様	仕様の説明	合法性確認 対象物品	クリーンウッド法に基づく 合法性に関する表記	
フローリング 詳細	フローリング	■ 基材が木材 ■ 基材がひき板、集成材 ■ 基材がMDF ■ 一体型床暖房 ■ 蓄熱フローリング	■ 基材が木材	■ 基材が合板 ■ 基材がひき板、集成材	対象 対象	確認済 確認済
			■ 基材がMDF	■ 基材がMDF	対象外	対象外
			■ フローリング以外の 規格が付されたもの	■ フローリング以外の 規格が付されたもの	対象外	対象外
床造作材	対象外	■ 上り框、玄関幅木、式台		対象外	対象外	
室内階段	対象外	■ 階段ユニット（割板、桁、幅木、階段、踊り場、上段板、跳込板などの部材を含む）		対象外	対象外	
壁材	対象外	■ 壁材、壁紙、壁仕切り		対象外	対象外	
エクステリア	対象外	■ 天井材、庇、濡れ縁、ウッドタイル、ウッドデッキ		対象外	対象外	
床下収納	対象外	■ 床下収納ユニット ※フラットはフローリングで確認		対象外	対象外	

詳しい情報は（一社）日本建材・住宅設備産業協会HPからも確認いただけます。（PDF）
⇒ <http://www.kensankyo.org/cleanwood.pdf>

■ 内装システム製品

製品 （品番）	クリーンウッド法 対象物品名	仕様	仕様の説明	合法性確認 対象物品	クリーンウッド法に基づく 合法性に関する表記
室内ドア	対象外	■ 室内ドア、枠		対象外	対象外
壁仕切り	対象外	■ 壁仕切り		対象外	対象外
クロゼット	対象外	■ クロゼット扉、枠		対象外	対象外
ビルトイン収納 （FNC・FLT） 詳細	収納用じゅう器		■ 部材に主として 木材を使用したもの	対象外	対象外
収納棚 （FMS） 詳細	棚		■ 部材に主として 木材を使用したもの	対象外	対象外

大建工業(株)カタログ

URL : <https://www.daiken.jp/pro/etc/cleanwood/>

クリーンウッド法
合法性確認済

クリーンウッド法合法性確認済マーク
クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行い、合法伐採木材等であることが確認できた製品です。

光沢のあるお手入れ簡単な天然木化粧の床材

戸建用一般床材/天然木床材

フォレスハード

■ 価格表

品名	価格
YF41-MC	¥203,200
YF41-MT	¥17,700

※日割価格は、おおよその目安の材料費を表示しています。

■ 仕様

- 厚さ: 12mm
- 構造: 4VOC
- 素材: 天然木
- 加工: 高光沢

■ クリーンウッド法
合法性確認済

■ 特徴

- 艶やかな表面化粧で傷や汚れが付きにくく、国産針葉樹を基材に使用した環境にやさしい天然木化粧の床材です。
- フォレスハードは、無垢材を使用した床材です。美しい木目と光沢が特徴です。

■ 対応製品

品名	価格
(クリアオーカー) YF41-YC	¥25,400/箱 (約6.3㎡) (¥7,700/㎡)
(ティープラウン) YF41-MT	¥25,400/箱 (約6.3㎡) (¥7,700/㎡)
(ニューズホワイト) YF41-BH	¥25,400/箱 (約6.3㎡) (¥7,700/㎡)
(ミルベージュ) YF41-ML	¥25,400/箱 (約6.3㎡) (¥7,700/㎡)
(ダブルブラウン) YF41-MW	¥25,400/箱 (約6.3㎡) (¥7,700/㎡)

■ 仕様

- 構造: 構造マーク
- コード: ネット
- 支那に採用の場合

■ 仕様

- サイズ: 12mm厚、303x1,818mm
- 構造: 2.7mm厚特殊MDF+エコ合板 (YC、MT) 天然木無垢板+オーク板目・桜目混在乱尺床材、UV抗変色無垢材+UVコート仕上げ

■ 断面図

■ 詳細

● 詳細は、必ずしも記載されていない場合があります。

● 詳細は、必ずしも記載されていない場合があります。

■ 会員団体の情報提供例

キッチン・バス工業会HP

URL : <https://www.kitchen-bath.jp/gouhoumokusai/index.html>

クリーンウッド法の対象外であることの解説

JAPAN ASSOCIATION OF KITCHEN & BATH

キッチン・バス工業会

工業会について ▼

会員一覧 ▼

入会案内

統計資料・刊行物 ▼

会員ページ

[キッチン・バス工業会](#) > [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に関するキッチン・バス工業会会員の製品について](#)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に関するキッチン・バス工業会会員の製品について

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下、「クリーンウッド法」という。）が平成29年5月20日に施行されました。

クリーンウッド法では、キッチンユニット（ユニットの構成品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様）、洗面化粧台ユニット、浴室ユニットは家具の定義から除かれました。

キッチン・バス工業会会員が生産する製品は、キッチンユニット（ユニットの構成品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様）、洗面化粧台ユニット、浴室ユニットに相当するものです。

参照URL：

経済産業省ホームページ

▶ 政策について ▶ 政策一覧 ▶ ものづくり/情報/流通・サービス ▶ 日用品・伝統的工芸品

調査・報告書等

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/gouhoumokusai/gouhoumokusai_gl.pdf

■ 第2種木材関連事業者(建材・住宅設備)から見た課題

第1種木材関連事業者からの確実な合法性の情報の提供

- 域内流通では提供された合法性情報に基づいて、自社製品の合法性情報を次の事業者へ伝達することになる。元になる第1種木材関連事業者の合法性確認が非常に重要。

「木材等」特に「家具等の物品」の範囲の妥当性

- 同じ材質であっても「木質系フローリング」はクリーンウッド法の対象物品になるが「木質系階段セット」「室内ドア」は対象にならない。これらは同じカタログに掲載される場合もあり、クリーンウッド法の運用に違和感を持たれる場合もある。
- クリーンウッド法の対象物品はグリーン購入法との整理や消費者等の理解しやすさで見直しされてもよいのではないか。(ただし「現状で問題なし」の意見も多い)
- 対象物品の変更があるならば、カタログ・HP等の改訂する猶予期間を要望する。

登録木材関連事業者のメリットと市場の関心の薄さ

- クリーンウッド法や合法性に関する顧客からの問合せがなく、建材メーカーが特に問題がないと認識しているのは、市場の関心の薄さの反映とも言える。
- 登録木材関連事業者になっても登録料・更新料・手間に対してメリットが感じられない。登録を推進するなら、消費者の認知アップと併せて明確なインセンティブがある仕組みも必要ではないか。

登録実施機関の事業継続

- 登録実施機関が1社、事業の廃止を表明しているが、登録が引き継がれるのか等は明らかになっていない。登録木材関連事業者が不利益を被らない措置を要望する。

<参考> ■ グリーン購入法の環境物品との比較

※ アンダーライン が建産協関連製品

H18林野庁ガイドライン取組が要件 ←

